

新しい「公益信託制度」のポイント



POINT
1

担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

POINT
2

信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

POINT
3

透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

公益信託の法令・ガイドライン等はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/>



問合せ先

公益行政全般に関する相談窓口
内閣府公益法人行政担当室
電話: 03-5403-9555(代表)

公益活動に御関心の皆様へ

2026年4月^{から}
新しい「公益信託制度」が
始まります!

公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、民間の公益活動のより身近なツールとなりました。

「あなたの想い」
が社会を変えます



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」



新しい公益信託制度の概要

公益信託制度を公益法人制度に一元化することで、委託者の想いを生かした民間の公益活動が、より身近で活発に広がることを目指しています。

